

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成31年4月8日(月) 午後3時30分～午後4時35分					
②	会 場	総合福祉センター 4階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11		12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	(欠員)	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	淺野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	11	上田健二				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		沖田次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	山岡課長		三好課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第20号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第21号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について				
		議案第22号	非農地証明について				
		議案第23号	農用地利用集積計画の決定について				
		議案第24号	農業振興地域整備計画の変更について				

事務局（局長） 只今から平成31年第4回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議長（会長） これより本日の会議を開きます。
出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。
本日、11番 上田健二委員より欠席の報告を受けております。
また、26番 山本多喜男委員のご逝去に伴い、現在推進委員1名の欠員となっております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、8番 森岡芳文委員と、9番 菊地正夫委員を指名いたします。
次に、日程第2、書記の指名を行います。
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。
それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議長（会長） まず、議案第19号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。
議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、菅田町宇津の土地、畑1筆・565㎡は売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き野菜等の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
2番、柳沢の土地、畑3筆・計1,761㎡。売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き野菜等の栽培を行います。
農業は、譲受人及び両親が年間を通して従事します。
3番、上須戒の土地、田4筆・計5,327㎡、畑6筆・計4,267㎡。兄弟間による贈与での所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻及び野菜の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
以上、3件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

12番 失礼いたします。

1 番案件についてご説明いたします。議案説明資料 1 ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が効率的な農業経営を図るために、交通の便の良い申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、菅田公民館宇津分館の南約 100m に位置する畑 1 筆で、現在も良好に管理されています。

譲受人は、年間を通じて妻と農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

はい。続いて 2 番。

17 番

失礼いたします。

2 番案件についてご説明いたします。議案説明資料 2 ページを参考にしてください。

当案件は、譲受人の自宅に隣接する農地を取得するものです。

申請地は、柳沢公民館の東約 1.8km にある畑 3 筆になります。現在も良好に管理されております。

譲受人は両親とともに年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

続いて、3 番。

23 番

失礼いたします。

3 番案件について、ご説明いたします。議案説明資料 3 ページをご覧ください。

3 番案件は、兄弟間による贈与での所有権移転です。

譲渡人は自営業が忙しくなり農業経営が難しくなったことから、弟である譲受人が経営を引き継ぐ形となります。

申請地は、上須戒公民館の南西約 700m にある譲受人の実家付近に点在する農地 10 筆になります。田、畑とも良好に管理されています。

農業は妻と共に従事する計画ですが、父親、兄の手助けもあり、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長) 只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、議案第20号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (次長) 失礼いたします。
議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の4ページから7ページまでを併せてご覧ください。
1番、河辺町植松の土地、1, 249㎡の案件は、申請地は、自宅から離れており不便で耕作放棄となりつつあることから、クヌギを植林しシイタケ栽培に利用するため、父から贈与により取得しようとするものでございます。
農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。
以上、1件でございます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長) はい。只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

36番 それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の4ページから7ページを参考にしてください。
申請地は、6ページの位置図のとおり、河辺小学校から東に約450mに位置する農地です。
まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われまます。
次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、現地調査をおこないましたところ、すでにクヌギが植林されていることから、始末書を提出され反省されておりますので、転用は確実と言えらと思われまます。
また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、7ページの地番地目図のとおり周囲に農地がありますが、同意が得られているとのことであり、特に問題ないものと思われまます。
よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、先ほど申しましたように、すでに植林されていることから、始末書

を提出し、反省もしているようですので、追認許可は止むを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第21号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

（専門員兼農政係）

失礼いたします。

議案第21号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書3、4、5ページ、議案説明資料8、9、10ページを参照してください。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました『有限会社誠実村』、『祖母井種苗園芸株式会社』及び『農事組合法人たいよう農園』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明します。

①「法人の組織」は、株式会社・持分会社・農事組合法人・特例有限会社のいずれかであること、②「事業の限定」は、主たる事業が農業と関連事業であり、双方の売上高が全体の過半を占めていること、③「構成員・議決権の資格」は、法人の農業関係者（常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等）の議決権が総議決権の2分の1以上あること。④「経営責任者の要件」は、執行役員数の過半数が農業常時従事者で、役員又は重要な使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事していること、

以上の4点が確認事項となっています。

まず1番、株式会社誠実村は、主にコンニャク芋、里芋を栽培し、その加工品製造・販売等も行っています。

①の「法人組織」は株式会社、②の「事業の限定」につきましても、農業による売上が過半以上であり、③の「構成員・議決権の資格」は2分の1以上であり、④の「経営責任者の要件」は執行役員3人全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しています。

続いて2番、祖母井種苗園芸株式会社は、主に野菜苗・花苗の栽培を行っています。

①の「法人組織」は株式会社、②の「事業の限定」につきましては、すべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は2分の1以上であり、④の「経営責任者の要件」は執行役員全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しています。

続いて3番、農事組合法人たいよう農園は、主に野菜の栽培を行っています。

①の「法人組織」は農事組合法人、②の「事業の限定」につきましては、すべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は2分の1以上であり、④の「経営責任者の要件」は執行役員8人中6人が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しています。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われまます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑も無いようですので、報告書の内容については承認することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。次に、議案第22号『非農地証明について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第22号「非農地証明について」をご説明申し上げます。

議案書6ページ並びに別紙「議案説明資料」の11ページから21ページまでを併せてご覧ください。

1番、田口の土地、122㎡の案件は、その他適法な転用ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、昭和56年頃、農業用倉庫を建築し、現在に至るまで農地として利用したことはないとのことでございます。

2番、菅田町菅田の土地、23㎡の案件は、その他適法な転用ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、隣接する里道の拡幅に提供しており、昭和61年9月4日に、大洲市から市道常德寺線として認定を受けているとのことでございます。

3番、長浜町沖浦の土地、115㎡の案件は、農地法施行（昭和27年10月21日）前から非農地ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、農地法施行時には、住宅敷地や庭として利用しており、その後も農地として利用したことはないとのことでございます。

以上3件、3筆、260㎡でございます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の11ページから13ページを参考にしてください。
申請地は、12ページの位置図のように旧法務局跡地の南約150mに位置する農地です。
申請によりますと、「申請地は、昭和56年頃農業用倉庫を建築し、現在に至るまで農地として利用したことはない」との申し出です。
申請者の申立、現地調査の状況から、申請地は、面積が200㎡以下であり、建築物は農業用倉庫として利用されていることから、適法な転用であると認められました。
よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

事務局（次長）

本日、上田委員が欠席されており、説明の原稿をお預かりしておりますので、事務局の方で原稿を代読させていただきます。
それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の14ページから17ページを参考にしてください。
申請地は、16ページの位置図のとおり、肱東中学校の西約130mに存する農地です。
申請によりますと、「申請地は隣接する里道の拡幅に提供しており、昭和61年9月4日に、大洲市から市道常德寺線として認定を受けている」との申し出です。
申請者の申立、公図・市道附図や現地調査による状況から、申請地は市道内に含まれると推察することができ、適法な転用と認められました。
よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、3番。

25番

それでは、3番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の18ページから21ページを参考にしてください。
申請地は、20ページの位置図のように沖浦公民館の南東約50mに位置する農地です。
申請によりますと、「農地法施行時には住宅敷地や庭として利用しており、その後も農地として利用したことはない」との申し出です。
申請者の申立、昭和22年米軍撮影の航空写真に建築物を確認することができることから、農地法施行前から非農地であったと推察することができました。
よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長（会長） 只今、地元委員さんから3件の報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特に、ご質疑も無いようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議無いものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。
- 次に、議案第23号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
- 本件につきましては、吉岡きみ子委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、吉岡委員の退席を求めます。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局（専門員兼農政係） 議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の7ページをご覧ください。
- 1番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を2年間設定しようとするものです。
- 2番から4番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
- 8ページです。
- 5番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。
- 6番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。
- 7番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。
- 8番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
- 9番から10ページの14番まで新規及び再設定を含め、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。
- 15番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。
- 11ページです。
- 16番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。
- 12ページにかけての17番、引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。
- 13ページです。
- 18番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。
- 19番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

20番及び21番 引き続き、葉たばこを栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

14ページにかけての22番 引き続き、果樹を栽培するため、使用賃借権を3年間設定しようとするものです。

23番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、23件・50筆、利用権設定総面積、48,897㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 (会長)

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませぬか。

(質疑なし)

委員

議長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませぬか。

(異議なし)

委員

議長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、吉岡委員の入場を許可します。

次に、議案第24号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。

議案第24号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書15ページ並びに別紙議案説明資料の22ページから26ページまでを併せてご覧ください。農用地区域からの除外1件でございます。

1番、喜多山の土地、1,06.3㎡の案件は、申請人の住居は老朽化が著しく、また土砂災害特別警戒区域に指定されており非常に危険な場所となっている。そのため、土砂災害特別警戒区域外の安全な場所に自己住宅を新築移転し、併せて農業用倉庫を順次移転しようとするため除外の申出があったものです。

既に周辺所有者の同意も得ており、申請地は他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。従いまして、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

以上、1件です。ご審議のほど、お願いいたします。

議長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思ひます。

20番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の22ページから26ページをお開きください。

まず、立地基準である「代替性要件」については、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われま

次に、農地転用の一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、

資力及び信用については全額自己資金で行うとのことですし、土砂災害特別警戒区域に指定された現住居から出来るだけ早く安全な場所に移転するため、許可あり次第、工事に着手したいとのことであり、転用面積の妥当性につきましても、住宅や農業用倉庫、駐車場などを一体的に新築移転するものであり、問題ないものと考えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地は、農用地区域の端にあたり、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれはないと判断でき、なお、隣接農地の所有者からの同意も得ているとのことであり、各項目につきましても適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんより報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑も無いようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに致します。以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。